

令和4年4月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

南砺市荒木 505番地の1

医王環境株式会社

代表取締役 森 雄一

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

南砺市能美字浦島22番1 他40筆

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場であって安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（これらのうち、自動車等破砕物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

5 申請年月日

令和4年3月31日

6 申請書等の縦覧場所並びに縦覧の期間及び時間

(1) 縦覧場所

富山市新桜町5番3号 富山県生活環境文化部環境政策課

南砺市荒木1550番地 南砺市市民協働部生活環境課

(2) 縦覧の期間及び時間

令和4年4月22日（金）から令和4年5月23日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

7 意見書の提出

この産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、富山県知事に生

活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4年6月6日（月）

(2) 提出先

富山市新桜町5番3号

富山県生活環境文化部環境政策課（郵便番号 930-0005）

(3) 意見書の記載事項等

意見書には、氏名、住所、対象事業の名称及び生活環境の保全上の見地からの意見を日本語により記載すること。

富山県告示第188号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和4年4月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

三菱UFJニコス株式会社

東京都文京区本郷三丁目33番5号

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

病院使用料及び手数料

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和4年5月1日から

4 指定納付受託者の指定をした日

令和4年4月12日

小矢部市石動町2246番外 21筆			東京都千代田区飯田 橋2丁目18番2号	大和ハウスリ アルティマネ ジメント株式 会社
----------------------	--	--	------------------------	----------------------------------

